

令和3年

秋の全国交通安全運動

令和3年9月21日(火)～9月30日(木)
～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～
9月30日(木)は交通事故死ゼロを目指す日です



第九回東京都交通安全ポスターコンクール(令和三年度実施)
知事賞 八王子市立浅川小学校六年 小川 穂果(おがわ ほのか)さんの作品

東京都からみなさんへ

都民のみなさん、こんにちは。東京都知事の小池百合子です。

都内では、重大交通事故が多く発生しており、とりわけ歩行者の安全を確保することは、重要な課題となっています。運転される方は、スピードを出し過ぎないようにし、「歩行者優先」を心掛けましょう。横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一旦停止し、歩行者が安全に渡るようにしてください。交差点においても、歩行者の安全確認の徹底をお願いいたします。周囲に配慮する余裕をもって、運転してください。

歩行者や自転車の方は、「信号を守る、道路に飛び出さない」といった、基本的な交通ルールを今一度確認しましょう。「横断歩道や交差点では、道路を渡る前に車がこないことを確認し、車が来ているときは車が止まったことを確かめてから渡る」など、交通事故に遭わないための安全な行動を習慣づけてください。

特に高齢ドライバーの方には、先進安全技術を搭載した「セーフティ・サポートカーS」や、現在東京都で補助を行っている、アクセルとブレーキの踏み間違え時の急加速を抑制する安全運転支援装置の取付けをお勧めします。また、運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、ぜひ一度、都内の警察署に相談してください。運転免許の自主返納やその後の生活のサポートなどの確かなアドバイスがもらえるとと思います。

みんなで交通ルール、交通マナーを守り、悲惨な交通事故を無くして、「人が輝く」東京を一緒に創り上げてまいりましょう。



東京都知事
小池百合子

自動車の運転をやめられた後の生活サポートについて

運転免許をお持ちの高齢者のみなさまが運転をやめられた際の生活をサポートするため、高齢者運転免許自主返納サポート協議会による、「運転経歴証明書」を提示した場合の様々な特典があります。「運転に自信がなくなった」「家族から運転が心配と言われた」という方、運転をやめるかお悩みの方は、お近くの警察署にご相談ください。

運転経歴証明書



有効な免許を自主返納する方、自主返納してから5年以内の方、免許を失効して5年以内の方で、現在有効な免許を有していない方は、運転経歴証明書の交付を申請することができます。

自動車の運転をやめられた高齢者のみなさまに対する生活サポートの趣旨に賛同した企業、店舗、文化施設等において、様々な特典が受けられます。運転経歴証明書の交付を受けた年齢65歳以上の方は、お持ちの運転経歴証明書により、東京都の「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」の加盟店や一部の美術館等で各種優待を受けることができます。



引越し料金の割引



個人タクシーや一部の法人タクシー料金等の割引



デリバリー利用時のサービス



定期預金の金利優遇



美容室利用時の特典

みなさまをサポートします！



シニアカー購入の割引、プレゼント等



温浴施設等の割引



メガネ・補聴器等購入割引



美術館の入館料割引等

高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟店はこちらから



「安全運転支援装置」の購入設置の補助を行っています

東京都では、ペダル踏み間違い時の急加速を抑制する装置の購入・設置の補助を行っています。詳しくは東京都ホームページを御確認いただくか、下記までお問い合わせください。



東京都 安全運転支援装置

取扱事業者の一覧はこちら

「東京都高齢者安全運転支援装置設置補助制度」に関するお問い合わせ先

東京都 都民安全推進本部 総合推進部 交通安全課
電話 03-5321-1111 内線21-799



ドライバーの皆さんへ！

STOP！ 横断歩道！

歩行者を守るための 3つのチェック を実践しましょう！

ダイヤモンドや
標識を **チェック**



横断歩道等があることを示す**ダイヤ**マークや、横断歩道の存在を示す**標識**を確実に確かめましょう。

横断歩行者が
いることを **チェック**



横断歩道付近の歩行者は横断するとの前提に立ち、**歩行者を見つけたら手前で止まり**ましょう。

歩行者と意志の
疎通を **チェック**



ドライバーが歩行者を優先していることを、**手で表現するなどアクション**で示しましょう。

運転者は法令上、横断歩道等を横断している、又は、横断しようとしている歩行者等がいるときは、手前で一時停止をして、その通行を妨げてはいけません。

※道路交通法第38条「横断歩道等における歩行者等の優先」 罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

歩行者の皆さんへ！

横断歩道を安全に渡る方法 **3つのチェック✓+1 (プラスワン)**

歩行中の方が犠牲となる交通事故が多く発生しています。ご自身の大切な命を守っていただくため、歩行者の皆さんには道路を安全に横断するための、「簡単で効果的な3つのチェック」を実践していただくようお願いいたします。

横断歩道を渡る前に、「車が来ていないかチェック」「車が止まったかチェック」、横断歩道を渡っている間も「車が来ないかチェック」です。これら「3つのチェック」とともに、車のドライバーに対して、これから道路を横断するという意思をはっきりと示す「+1 (プラスワン)」アクションを起こしていただくと、さらに効果的です。

車が来ていないか
チェック



横断歩道を渡る前に
左右から車が来ていないか
確認しましょう

車が止まったか
チェック



横断歩道を渡る前に
車がきちんと止まったか
確認しましょう

横断中も車を
チェック



横断歩道を渡っている間も
左右から車が来ないか
確認しましょう

さらに
効果的な
**プラスワン
+1
アクション！**



横断歩道を渡るときは、これから渡ることをアクションで（手をあげる・車の方を見るなど）運転手さんに渡りたい気持ちを伝えよう！

交通ルールを守りましょう！

歩行者は横断歩道を渡りましょう。

横断禁止場所での道路横断はやめましょう。「信号無視」や「斜め横断」、「車のかげからの飛び出し」などとても危険な行動です。絶対にやめましょう。



令和3年秋の全国交通安全運動における 東京都の重点は次に掲げる5項目です。

重点① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

保護者の方へ

都内では、子供の交通事故が多く発生しています。キックスケーターなどの遊具を道路で使用している際に重大交通事故が起きたケースもありますので、これらの遊具を道路で使用させないようにしてください。子供には、日頃から正しい交通ルールとマナーを教え、手本を示していただくようお願いします。

高齢者の方へ

歩行者の死亡事故のうち、犠牲となった方の約半数は高齢者です。慣れた道でも交通ルールを守り、常に十分な安全確認を行うとともに横断禁止場所での横断や信号を守らないなど、交通ルールを無視した行為は絶対にしないようにしてください。

全ての歩行者の方へ

横断歩道を横断する際には、青信号でも「右・左・右」を確認してから渡るなど、歩行者自身が「自らの命は自分で守る」安全な行動を実践してください。

お酒を飲んで道路に寝込んでしまい、車に轢かれる痛ましい事故が発生しています。お酒を飲んだ時は、家に帰るまで気を引き締めましょう。



重点② 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

● 反射材を活用しましょう

日没時間が早くなり、夕暮れ時や夜間の重大事故が増加する傾向にあります。歩行者や自転車の方は、明るい服装や反射材用品を身につけるなど、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。

● ライトは早めに点灯しましょう

夕暮れ時の事故を防ぐために、車のライトは早めに点灯しましょう。また、歩行者等を早期に見発見するため、ハイビームを適切に使用しましょう。

● 歩行者等に対する保護意識を高めましょう

交通事故死者を状態別で見ると、歩行中が最も多くなっています。ドライバーは、歩行者等を事故から守るという意識をもって運転しましょう。



重点③ 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

● 自転車を利用する際は、大人も子供もヘルメットをかぶりましょう。

幼児用座席に乗車させるときは、シートベルトの着用を徹底し、また、乗降時の転倒に気を付けてください。

● 自転車を利用する際は、「自転車安全利用五則」を守り、信号の遵守、交差点での一時停止・安全確認を徹底し交通ルールを遵守しましょう。また、二人乗り、並進、飲酒運転、傘さし等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等の使用は禁止されています。

● 東京都では、自転車を利用する皆さんの保険（※）加入が義務付けられています。

万が一の交通事故に備えて保険に加入しましょう。

（※）自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済



重点④ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等は、他人の命をも脅かす危険極まりない犯罪行為です。絶対にやめましょう。

全ての運転者は、交通ルールを守り、「思いやり・ゆずりあい」の気持ちとゆとりを持った安全運転に努めましょう。



重点⑤ 二輪車の交通事故防止

二輪車の単独事故が増えています。

交差点やカーブの手前では、十分に速度を落とし、安全走行を心がけましょう。

車の間のすり抜けや無理な追い越しは大変危険なので、絶対にやめましょう。

ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。



東京都都民安全推進本部 交通安全課

<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/>

令和3年8月発行 登録番号(3)17
令和3年秋の全国交通安全運動推進要領
編集発行 東京都都民安全推進本部
総合推進部 交通安全課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5388-3125



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷時の廃へリサイクルを促します。

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。